



令和5年6月19日

各 位

会社名 株式会社ウェッジホールディングス
代表者名 代表取締役社長兼CEO 此下 竜矢
(コード2388 東証グロース市場)
問合せ先 開示担当 小竹 康博
(TEL 03-6225-2161)

Group Lease PCLに対する会社更生の申立てと 裁判所の不受理決定についての補足解説

当社グループの持分法適用関連会社である Group Lease PCL (GL) は2023年5月11日に、日本の上場企業である J トラスト株式会社の子会社である J Trust Asia PTE Ltd (JTA) から GL に対して会社更生の申立てを行い、それが受理されなかった件について開示しておりましたが、本件について補足となる解説を開示しておりますので下記に日本語訳してご説明いたします。

JTA は過去 2018 年 1 月 10 日に同じく GL に対して会社更生の申立てを行い、第一審、控訴審および最高裁においても根拠がないとして棄却され、2021 年 12 月に判決は確定しておりました。今回 JTA は新たに申立てを行ったものですが、詳細につきましては下記をご参照ください。

詳細につきまして下記をご参照ください。

(以下は GL によるタイ証券取引所 (SET) での開示の日本語訳となります。)

(原文 URL : <https://grouplease.international/newsroom/0799NWS160620232018400766E.pdf>)

2023 年 6 月 16 日

件名 Jtrust Asia Pte Ltd による Group Lease PCL への会社更生申立に関する補足解説
宛先 タイ証券取引所 社長

参考 2023 年 5 月 11 日付 当社からのタイ証券取引所 社長宛 書簡 No GL 11/2023 に関する通知「当社に対する会社更生の申立ておよび不受理決定に関するお知らせ」

当社に対して JTA が新たに別の会社更生の申立てを行い、裁判所がその会社更生請求申立の受理を拒否した件につきまして、下記の通りお知らせいたします。

当社は、JTA が 2023 年 4 月 20 日に裁判所に行った会社更生請求について補足説明いたします。JTA は 2023 年 4 月 25 日に更生申立を撤回する申立を提出しており、また同日に、裁判所は JTA の会社更生請求申立を受理しないと決定し、その事件は裁判所のシステムから削除されました。JTA の預託金の返還に関する費用は JTA が負担しなければならないとされています。

本件に関して何らかの進展がありましたら速やかにご報告をいたします。

此下 竜矢
Deputy Chief Executive Officer

以 上